

23 先物振興発第 15 号

平成 23 年 6 月 20 日

農林水産省

総合食料局次長 中 村 英 男 殿

日本商品先物振興協会

会長 加 藤 雅 一

米先物取引の試験上場の実現に関する要望

我が国には 280 年前に「米」という世界最初の先物市場を誕生させた歴史があります。爾来、第 2 次世界大戦前までの約 200 年間にわたって日本では活発な米先物取引が行われていました。昭和 14 年の米穀配給統制法の施行以後、長らく米の先物取引は途絶えておりますが、平成 7 年の食糧法の施行、それに続く平成 16 年の計画流通制度の廃止等により国内の米の流通が自由化されたことで、米を扱う当業者の皆様は価格変動や在庫などの様々なリスクにさらされるようになっていきます。そして、平成 22 年度の戸別所得補償制度の導入によって、需給調整は従来のようにペナルティを課すのではなく、個々の生産者が主体的に取り組む方向に大きく転換しました。また、米の現物取引では、相対取引が主流となる中でコメ価格センターが解散し、指標となる価格形成の場がない状況にあります。

このように米の生産・流通に関わる制度や環境は大きく変化しており、透明な米の価格指標に対するニーズは高まってきていると認識しております。

商品先物市場においては、生産者や卸売業者、商社、小売業者、需要家等の当業者とともに、取引の流動性に不可欠な投資家など、多様な人たちが様々な予測のもとに取引に参加することによって公正な価格形成機能が発揮され、これにより、透明かつタイムリーな指標価格の提供が可能となります。また、商品先物市場は、生産者にとっては生産される商品価格の低下、卸売業者等にとっては調達する商品の上昇といった価格変動リスクのヘッジを可能にし、当業者の経営の安定に役立つ機能を提供します。この意味におきまして、商品先物市場は米の生産・流通を円滑にするために必要な産業インフラとなる可能性を有しています。

一方で、米の先物取引について、関係者の皆様の中には投機資金によって価格が乱高下するのではないかと不安があることも承知しております。商品先物市場は、そのような異常な価格変動に対して、市場監視・値幅制限・建玉制限等の取引所による適切な市場管理、更には主務大臣による取引制限・停止等の命令などの防止措置を備えていますが、そうした懸念についても検証することが試験上場の目的であります。

米の先物市場が開設されることは、私ども商品先物取引業界の長年の念願であります。

当先物協会としては、取引所と一体となって、米の先物取引の試験上場の実現及び市場開設後において公正な価格形成が行われ、米の当業者の皆様の経営安定に役立つ市場機能が十全に発揮されるよう最大限の努力を傾注する決意でありますので、特段のご理解とご高配を賜りますようお願い申し上げます。